

低所得の子育て世帯の方※へ

※令和5年度 住民税非課税世帯 又は 住民税均等割のみ課税世帯の方

こども加算(児童一人あたり5万円)のご案内

物価高騰による負担増を踏まえ、対象世帯への給付の加算(こども加算)を支給します。

【給付対象】

基準日:令和5年12月1日

住民税は「均等割」と「所得割」で構成されています。

①対象者(世帯単位)

基準日時点で御船町に住民票がある世帯で、世帯全員の令和5年度の住民税(R4.1~R4.12の収入を基に算定)が、**均等割非課税** 又は **均等割のみ課税** である世帯

②加算対象となる児童の範囲

原則として、上記①の給付対象世帯と

基準日において同一世帯となっている

18歳以下(平成17年4月2日以降生まれ)の児童

<例外的に対象となる児童>

ア.基準日以降に生まれた新生児(要申請)

イ.対象世帯とは別世帯だが扶養している児童(要申請)

<例外的に対象とならない児童>

施設入所児童は、対象世帯から施設への住民票の異動有無にかかわらず、原則として対象外

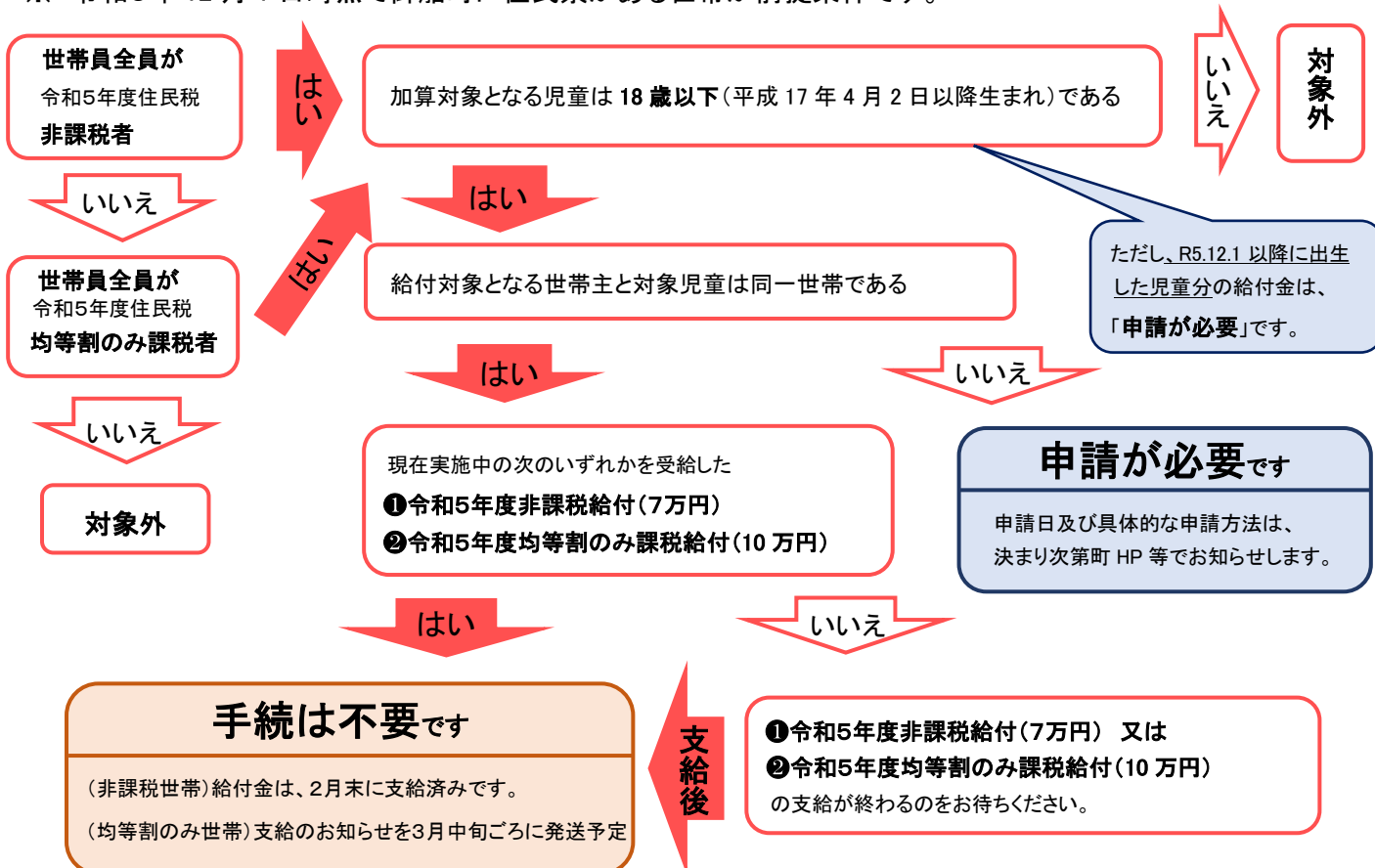
【給付額】 児童1人あたり **5万円** (世帯主に対象児童分を合算して給付します。)

【受給手続】 以下のフローチャートをご確認ください。

支給対象世帯確認フローチャート

※当チャートは一般的な事例を想定しています。

※ 令和5年12月1日時点で御船町に住民票がある世帯が前提条件です。



手続は不要

(非課税世帯)給付金は、2月末に支給済みです。
(均等割のみ世帯)支給のお知らせを3月中旬ごろに発送予定

支給後

①令和5年度非課税給付(7万円) 又は
②令和5年度均等割のみ課税給付(10万円)
の支給が終わるのをお待ちください。